

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	旧ひがしなえぼ幼稚園跡地周辺家屋調査
発注課	建築工事課
選定事業者	株式会社高崎
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、令和7年度に実施した「あつべつきた幼稚園ほか1園解体工事周辺調査」の事後調査として実施するものである。 当初調査を履行した上記業者は、ひがしなえぼ幼稚園の解体工事に着手する前の家屋状況(内部・外部)を詳細に把握しており、同一の測定手法及び視点による工事前後での客観的な比較検証を行う上で、代替不可能な技術データを保持している。また、旧ひがしなえぼ幼稚園跡地の事前の家屋調査を実施した家屋所有者2軒より事後調査の要望があり、家屋内の壁紙や壁ボードのひび割れが発生しているなどの具体的な変状に関する申し出がなされていることに対して、先行調査の成果品及び当時の現場状況を熟知している上記業者が、因果関係を特定する調査において最も精度が高く、かつ迅速な対応が可能である。加えて、家屋調査は敷地内及び居室内の立ち入りを伴うため、家屋所有者との信頼関係の構築が不可欠であるが、既に事前調査において面談及び立ち入り実績があり、住民側の心理的障壁も低い上記業者を選定することが、業務を円滑かつ確実に遂行する上で最適である。 以上の通り、本業務の遂行には当初調査との整合性、技術的知見の継続性、及び家屋所有者との信頼関係が不可欠であり、他業者では事前調査データとの精緻な比較が困難であることから、本業務を確実に円滑に遂行できる唯一の業者である。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号